

令和4年第4回農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年4月7日(木) 14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 4階北会議室

出席委員

(農業委員 13名)

京谷理史	古澤義夫	松永年實	水本幸男	三田茂明
葉山昌男	植野純央	吉田繁	鬼追章浩	
奥野晋也	内本正美	大谷章	小池良夫	

(推進委員 5名)

森本元昭	梅谷忠道	吉田隆美	松山敏行	白樫保雄
------	------	------	------	------

欠席委員

(農業委員 1名)

堀内利弘

農業委員会事務局

東伸	白樫明広	篠崎恵	渡辺正治
----	------	-----	------

案 件

- 報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第13号 農用地利用集積計画書の承認について

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

委 員

委 員

東 局長

みなさんこんにちは。

定刻よりまだ少し早いですけど、みなさんお揃いですのでただいまより、令和4年第4回の農業委員会総会を開催させていただきます。

(-----4月1日付け事務局配属の職員紹介-----)

まず、出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長

みなさんこんにちは、全員そろっての総会ということで、3か月ぶり1月以来かと思いますが、コロナのほうもまだ増えてきておりますので、ご注意をしていただきますようお願いいたします。また、これから夏野菜の植え付けとか、かなり忙しくなりますが体に気をつけて頑張ってくださいと思います。

今日も案件が結構多数ありますが、最後までよろしくをお願いします。事務局の方から案件の概略説明、お願いいたします。

東 局長

ありがとうございました。

それでは、令和4年第4回農業委員会総会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。

初めに、報告第12号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、西浦地区1件、埴生地区1件の合計2件ございます。

報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、高鷲地区2件、西浦地区3件の合計5件となっております。

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について、駒ヶ谷地区1件、古市地区1件の合計2件ございます。

次に、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、駒ヶ谷地区1件、埴生地区1件の合計2件ございます。

議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について丹比地区1件、古市地区1件の合計2件となっております。

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、丹比地区で1件。

議案第13号 農用地利用集積計画書の承認について、駒ヶ谷地区1件、古市地区2件、西浦地区2件の合計5件となっております。

以上 本日までご審議いただきます案件につきましては報告案件が9件、議案案件が10件の合計19件となっております。

なお、本日駒ヶ谷地区の堀内委員につきましてはご欠席となっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは会長、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

京谷会長 本総会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

京谷会長 それでは、本日の議事録署名委員を白樫委員さんと三田委員さんにお願ひします。よろしくお願ひいたします。

それでは、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について事務局長から説明をお願ひします。

事務局 第4条第1項第8号の届出について、2件続けてご説明させていただきます。

この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。

農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。

1件目です。 地図「4条届①」をご参照ください。

地区名は、西浦地区です。

対象農地は、東阪田472番2 畑、82㎡

東阪田472番4 田、274㎡

届出人は、●●●●●●●●●●様

持分2分の1 ●●●●様 持分2分の1

転用目的は、青空駐車場です。

現地確認委員さんは、梅谷委員さんです。

2件目です。 地図「4条届②」をご参照ください。

地区名は、埴生地区です。

対象農地は、伊賀一丁目381番1 田、717㎡
届出人は、●●●●●●●●●●様 持分16分の5
ほか2名

転用目的は、駐車場です。

現地確認委員さんは、松山委員さんです。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」
第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議
案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありま
せんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

京谷会長 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について西浦地区
埴生地区とも地元委員さんから異議がありませんでしたので、専
決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認
願ひます。

地元委員 西浦地区ですが、法面の一部が崩れているが、届け出に対して連
絡とか、されてますか？

事務局 事務局の方からは連絡はありませんが、黒の防草シートが張られ
てましたので、まだ崩れてきてるようだったら事務局から連絡し
ておきます。

京谷会長 かなり土砂が流れているような感じですか？

地元委員 一部が崩れかけているんです法面が、高低差が5メートルぐら
いあるから

京谷会長 そうしましたら事務局の方からよろしくお願ひします。

京谷会長 次に報告第13号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出
について事務局から説明をお願ひします。

事務局 第5条第1項第7号の届出について、5件続けてご説明させてい
ただきます。

この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。

1 件目です。地図「5 条届①」をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、島泉九丁目 2 1 1 番 1 田、3 1 6 m²

島泉九丁目 2 1 1 番 1 8 田、1 6 6 m²

譲渡人：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人：●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的：共同住宅、駐車場です。現地確認委員さんは、奥野副会長です。

2 件目です。地図「5 条届②」をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、島泉九丁目 2 1 1 番 1 9 田、2 2 3 m²

譲渡人：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的：共同住宅です。現地確認委員さんは、奥野副会長です。

3 件目です。地図「5 条届③」をご参照ください。

地区名は、西浦地区です。

申請地は、壺井 1 3 番 2 田、2 3 0 m²

譲渡人：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的：露天駐車場（自家用）です。現地確認委員さんは、梅谷委員さんです。

4 件目です。地図「5 条届④」をご参照ください。

地区名は、西浦地区です。

申請地は、西浦六丁目 4 3 4 番 田、3 2 7 m²

譲渡人：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人：●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的：資材置場です。現地確認委員さんは、三田委員さんです。

5 件目です。地図「5 条届⑤」をご参照ください。

地区名は、西浦地区です。

申請地は、西浦六丁目 5 5 8 番 1 田、3 8 2 m²

譲渡人：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人：●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的：住宅です。現地確認委員さんは、三田委員さんです。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第 6 の 3 の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

京谷会長

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、高鷲地区 2 件、西浦地区 3 件地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。

なお、西浦地区の地名「壺井」の件ですけれども西浦地区に隣接ということで梅谷委員さんに現地確認していただいております。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷会長

次に、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、2 件続けてご説明させていただきます。

これは、小作契約を合意の上、解約した旨、農業委員会に通知するものです。

1 件目です。地図「1 8 条通知①」をご参照ください。

地区名は、駒ヶ谷地区です。

通知所在地：駒ヶ谷 2 7 番 田、2 8 7 m²

駒ヶ谷 2 8 番 田、3 2 0 m²

貸し手：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

借り手：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

解約目的： 小作人が耕作しないため。
現場確認委員さんは、植野委員さんです。

2件目です。地図「18条通知②」をご参照ください。
地区名は、古市地区です。

通知所在地：碓井一丁目910番 田、1424㎡

貸し手： ●●●●●●●●●●●●●● 様

借り手： ●●●●●●●●●●●●●● 様

解約目的： 小作人が耕作しないため
現場確認委員さんは、松永委員さんです。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

京谷会長 農地法第18条第6項の規定による通知について、駒ヶ谷地区古市地区とも地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願ひます。

京谷会長 次に議案に移ります。
議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして2件続けて説明させていただきます。

本件は、農地の所有権移転を行うものです。

地図の「3条許可①」をご参照ください

地区名：駒ヶ谷地区

申請地：壺井516番 畑 921㎡

譲渡人： ●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人： ●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の面積は921㎡となります。

本来、法人が農地を所有することはできませんが、農地法3条の

不許可の例外となります。農地法施行令第2条及び農地法施行規則第16条の規定により、営利を目的としない法人で、教育実習農場として使用する場合、下限面積要件も例外となり、農地を所有できることとなります。計画では、果樹の栽培や、畑として季節野菜やサツマイモ等を栽培されます。

子供たちに農業を通じ、育てる喜び、収穫する喜びを体験してもらい、自ら考え行動できるようになることを目的とされています。以上のことから、所有権移転後も農地としての有効利用が期待できるものと考えます。

続きまして2件目、地図の「3条許可②」をご参照ください。

地区名：埴生地区

申請地：野々上三丁目514番 田 519㎡（持分1/3）

譲渡人：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人：●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の面積は、519㎡となります。

現在も譲受人の●●様の奥様が耕作されています。

故人の辰巳氏の持分1/3を●●氏へ売却する申請となります。裁判所からの売買許可書もあることから、問題ないものと考えます。

説明は以上です。

ご審議よろしくお願いたします。

京谷会長 1件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 3月30日白樫さんと現地確認し、竹が少し生えているが、処理されていきました。今後も見守っていきたいと思います。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、1件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷会長 次に2件目の埴生地区の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 念のため確認したところ問題ないと思います。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

京谷会長 異議なしでよろしいでしょうか、地元委員さん、地区委員さんも異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、2件目の埴生地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷会長 次に議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第4条の許可申請について、続けて2件説明させていただきます。

まず、1件目4条許可①の場所となります。

申請者が、●●●●様 申請地 郡戸53番13

地目は、田、面積は1983平方メートル

転用目的は、露天駐車場となります。

農地区分としては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が四十パーセントを超えているため、農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地と判断します。

申請者は、運送業を営む事業者からの要望を受け、申請地を露天駐車場として整備するものです。駐車台数は大型車28台となっています。

表面は砕石仕上げとなり、雨水排水につきましては、地元水利組合の管理する水路へ放流することとなり、組合員からの同意が得られています。

隣接農地所有者からも同意が得られていることから、周辺農地へ

の営農等に支障がないものと考えます。
資金面についても相応な経費で、自己資金により開発を行われます。

続きまして4条許可②の場所となります。

申請者 ●●●●様 申請地 古市1657番1 ほか1筆

地目は 田 面積は合計1925平方メートル

転用目的は、露天資材置場となります。

農地区分は、市街化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、農地法施行規則 第46条の規定により、第2種農地と判断されます。

代替性の検討ですが、事業目的の達成に必要な面積を満たす土地は他にも3筆ありましたが、立地条件を確認したところ進入路の確保が難しい。また、土地所有者の同意が得られず、本件申請地以外では事業目的の達成が困難となります。

申請者は、建設工事用の仮設足場リースを営む事業者からの要望を受け、申請地を露天資材置場として整備するものです。

置く資材の内容としましては、アルミ階段、踏板、単管足場、支柱、手すりとなっています。

表面は砕石仕上げとなり、雨水排水につきましては、地元水利組合の管理する水路へ放流することとなり、同意が得られています。隣接農地所有者からも同意が得られていることから、周辺農地への営農等に支障がないものと考えます。

資金調達についても相応な経費で、自己資金により開発を行います。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

京谷会長 1件目の丹比地区の農地法第4条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 3月29日に現地確認を行いました。排水は隣接する既存の水路への放流とすることで問題はありませぬ。また、隣接する農地への影響もないよう、計画されていますので、問題ないと思われませぬ。

京谷会長 地元委員さん意義がないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん意義ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、1件目の丹比地区の農地法第4条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。

京谷会長 2件目の古市地区の農地法第4条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 3月29日現地調査行きました。問題ありませんでした。隣接する農地についても許可をもらい問題ありませんでした。
耕作人は元々農業委員の人で去年病気になられて第4条申請を出されたということです。

京谷会長 地元委員さん意義がないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん意義ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、2件目の古市地区の農地法第4条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。

次に議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条許可につきまして、地図5条許可の場所となります。
こちらは、賃借権の設定となります。

被設定人 ●●●●様、設定人 ●●●● ほか1名

所在地 河原城955番1 他1筆 地目 畑

面積 合計654平方メートル 転用目的 露天資材置場

権利の種類 賃借権の設定

農地区分 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているため、農地法施行規則第44条第2号に該当し第3種農地と判断します。

被設定人は造園業を営んでおり、事業拡大に伴い、現在利用している資材置場が手狭となり、業務で使用する木材、庭石などの保管場所が必要となったことから申請地を選定し、露天資材置場として整備するものです。

置く資材としまして、重機1台、まくら木、庭園業務用樹木、土、砂利、レンガ、石となっております。

表面は砂利敷となり、境界ブロックを設置し、雨水については、申請地北側の道路側溝へ放流、隣接農地所有者の同意も得られていることから、周辺農地への営農等に支障がないものと考えます。資金調達についても相応な経費で、自己資金により開発を行います。

説明は以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

京谷会長 丹比地区の農地法第5条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 先月29日に現地確認を行いました。異議ございません。

京谷会長 地元委員さん意義がないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん意義ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

10年間となっています。

続きまして、地図「利用集積計画③」をご参照ください。

地区名は、西浦地区です。

申請地は、西浦 942 番 1 田 720 m² 西浦 954 番 1 田 992 m² 合計 1,712 m²となります。

利用権の設定をする者、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

利用権の設定を行う者、大阪府みどり公社

利用権の設定を受ける者、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

現在も羽曳野市内で耕作されており、規模の拡大となります。

設定する利用権は 使用貸借権となります。

貸付期間は 令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間となっております。

続きまして4件目「利用集積計画④」をご参照ください。

地区名は、西浦地区です。

申請地は、壺井 85 番 1 畑 294 m²、広瀬 93 番 1 畑 778 m²
広瀬 94 番 1 畑 154 m²、広瀬 95 番 1 畑 659 m²
合計 1,885 m²となります。

利用権の設定をする者、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

利用権の設定を行う者、大阪府みどり公社

利用権の設定を受ける者、●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

こちらの会社は、水耕栽培、野菜、果樹の生産等の事業を営んでおり、みどり公社、産業振興課からも問題ない旨の連絡をいただいています。こちらの土地でイチゴを栽培されると聞いております。

設定する利用権は 賃借権となります。

貸付期間は 令和4年5月1日から令和14年4月30日までの10年間となっています。

続きまして5件目

「利用集積計画⑤」の場所となります。

地区名は、古市地区、申請地は、古市 1715 番 田 1,173 m²

利用権の設定をする者、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

利用権の設定を行う者、大阪府みどり公社

利用権の設定を受ける者、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

こちらのかたは、富田林市で4,000㎡ 淡路島で1ha 農業経営されています

農業経験は31年、淡路島の農場が軌道に乗り経営を任せ、南河内地区にて3.2haの規模を目標とされており、国版認定農業者を目指しておられます。

設定する利用権は 使用貸借権となります。

貸付期間は 令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間となっています。

説明は以上です

ご審議よろしくお願いたします。

京谷会長 1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 3月30日に現地確認させていただきまして、野菜が植えられて綺麗にされていました。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積計画書につきましては、市長に承認の旨、回答いたします。

京谷会長 2件目の古市地区の農用地利用集積計画書の承認について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 この土地、所有者の方が高齢で、1年ほど前から体調を壊されてまして、後どうしようか相談があった。

西側と南側、●●●●さんが耕作されていまして、声かけま

したら「はいしますよ」というてくれました。問題ありません。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
2件目の古市地区の農用地利用集積計画書につきまして、市長に承認の旨、回答いたします。

京谷会長 3件目の西浦地区の農用地利用集積計画書の承認について、
地元委員さんいかがですか。

地元委員 ●●●●さんのところですけども、息子さん二人いてるのですが、
地方の方に就職されてまして、・・・意義はありません。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さん
いかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
3件目の西浦地区の農用地利用集積計画書につきまして、市長に
承認の旨、回答いたします。

京谷会長 4件目の西浦地区の農用地利用集積計画書の承認について、
地元委員さんいかがですか。

地元委員 数年前から、遊休農地とされてましたが、農地としてきちっと管

理されてましたので、問題はないと思います。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
4件目の西浦地区の農用地利用集積計画書につきまして、市長に承認の旨、回答いたします。

京谷会長 5件目の古市地区の農用地利用集積計画書の承認について、
地元委員さんいかがですか。

地元委員 3月30日に現地確認行っております。特に異議はありません。

京谷会長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷会長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷会長 異議がないようですので、原案どおり承認決定いたします。
5件目の古市地区の農用地利用集積計画書につきまして、市長に承認の旨、回答いたします。

これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。
それでは、これで委員会を閉会させていただきます。